

さいきょう法人インターネットバンキング補償制度について

1. 補償制度の概要

『さいきょう法人インターネットバンキング』をご利用中のお客さまが第三者による不正アクセス等を受け、預金等の不正な払戻しが発生した場合に、お客さまの被害金額を補償させていただく制度です。

2. 適用日

平成27年1月1日（木）

3. 補償内容

1契約者あたり年間1,000万円を限度に被害を補償いたします。

※ 電子証明書方式やウイルス対策ソフトを利用されていない場合など、補償の対象とならないケースがございます。

4. 補償に関する手数料

お客さまの負担はございません。

5. 補償の対象外または補償額が減額となりうる主な場合

- ・ お客さまから被害調査のご協力が得られない場合
- ・ 警察に対して、被害事実等の事情説明をおこなっていただけない場合
- ・ 不正な払戻しの発生した翌日から30日以内に当行へ事故の届出をしていただかなかった場合
- ・ お客さま、またはお客さまの従業員等（お客さまから金銭的利益・その他の利益を得ている方）の故意または重大な過失による損害であった場合
- ・ お客さまの従業員等（お客さまから金銭的利益・その他の利益を得ている方）が加担した不正による損害であった場合
- ・ ウイルス対策ソフトをご利用されていない場合
- ・ 電子証明書方式をご利用されていない場合
- ・ いわゆるフリーメールのアドレスを登録先電子メールアドレスとされていた場合
- ・ 他人に譲渡・貸与または担保差入れされた端末が不正使用された損害の場合
- ・ 直接間接を問わず、指示または強迫に起因して生じた損害の場合
- ・ 天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた損害であった場合

以上